入　札　公　告

「Gallery F 2019 展」受付等業務委託に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第２４６条第１項の規定に準じて公告する。

平成３１年　１月１７日

被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長　早川　博明

１　入札に付する事項

(1) 件名及び数量　「Gallery F 2019 展」受付等業務委託　一式
(2) 業務の仕様等　入札書及び仕様書による
(3) 履 行 期 間　平成３１年２月９日から平成３１年３月１０日まで
(4) 履 行 場 所　福島県立美術館

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に関する必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
(2) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
(3) 次のいずれにも該当しない者であること。
　ア　福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後２年を経過しない者
　イ　福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実の後２年を経過しない者
(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者でないこと。
(5) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない者であること。
(6) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
(7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類似の業務について過去５年間のうちに履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
(8) 県北管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(9) 本件業務を履行するに当たり、受付監視業務の総括主任又は副主任としての経験を２年以上有する者を業務主任者として配置できる者であること。

(10) 本件業務を履行するに当たり、従事者の研修体制が整備されている者であること。

3　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書に、２の(5)から(10)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

(1) 提出期間

平成３１年１月１７日（木）から同年１月２５日（金）の午前９時から午後５時まで

(2) 提出場所

郵便番号９６０－８００３　福島県福島市森合字西養山１番地

福島県立美術館内　被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会事務局

電話番号　０２４－５３１－５５１１

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成３１年１月２５日（金）午後５時まで必着とする。

4　入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時　平成３１年１月３１日（木）１６時

場所　福島県立美術館　会議室（福島県福島市森合字西養山１番地）

(2) その他

郵送による入札は認めない。

(3) 問い合わせ先

３の(2)に掲げる場所に同じ。

5　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第２４９条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金をを納付しなければならない。ただし、財務規則第２２９条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

６　入札に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

７　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

８　その他

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県立美術館総務課内　被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会事務局

電話番号　　０２４－５３１－５５１１

ファクシミリ　　０２４－５３１－０４４７

電子メール　　artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

条件付一般競争入札

「Gallery F 2019 展」受付等業務委託　一式

入 札 説 明 書

被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会

入　札　説　明　書

この入札説明書は、「「Gallery F 2019 展」受付等業務委託」において、条件付一般競争入札により、業務を委託する事業者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1　発注者（契約権者）

被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長　早川　博明

2　業務の概要

(1) 業務の名称

「Gallery F 2019 展」受付等業務委託

(2) 業務実施場所

福島県立美術館（福島県福島市森合字西養山１番地）

(3) 業務の実施期間

平成３１年２月９日（土）から平成３１年３月１０日（日）まで

3　業務仕様

別紙「「Gallery F 2019 展」受付等業務委託仕様書」のとおり。

4　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後２年を経過しない者

イ　福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実の後２年を経過しない者

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない者であること。

(6) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類似の業務について過去５年間のうちに履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(8) 県北管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(9) 本件業務を履行するに当たり、受付監視業務の総括主任又は副主任としての経験を２年以上有する者を業務主任者として配置できる者であること。

(10) 本件業務を履行するに当たり、従事者の研修体制が整備されている者であること。

5　条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、上記４に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式１、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付して提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア　納税証明書（未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税）その３の３）

所管の税務署において、提出日３ケ月以内に発行されたもの。

イ　納税証明書（一般）

福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日３ヵ月以内に発行されたもの。

ウ　業務実績書（様式任意）

本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類似の業務に関する過去５年間の実績（発注機関、業務規模（人員数、業務内容などの実態等）、業務期間、業務地域、契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

エ　業務経歴書（１名分）（様式任意）

業務主任者としての配置を予定している者について、受付監視業務の総括主任又は副主任としての経歴が記載されているもの。

オ　研修計画書又は研修マニュアル等（様式任意）

受付監視業務に関する研修内容等が記載されていること。

カ　全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日３ヶ月以内に発行されたもの

キ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式２）

ク　役員一覧（様式３）

ケ　その他会社概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）

(2) 提出部数

１部

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

(4) 提出期間

平成３１年１月１７日(木)から同年１月２５日(金)の午前９時から午後５時まで

なお、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成３１年１月２５日（金）午後５時必着とする。

(5) 提出先及び問合せ先

〒960-8003　福島県福島市森合字西養山１番地

福島県立美術館内　被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会事務局

電話番号　０２４－５３１－５５１１　　ＦＡＸ　０２４－５３１－０４４７

E-mail　artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

(6) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

6　契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒960-8003　福島県福島市森合字西養山１番地

福島県立美術館内　被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会事務局

7　入札及び開札の日時及び場所

日時　平成３１年１月３１日（木）１６時

場所　福島県立美術館　会議室（福島県福島市森合字西養山１番地）

8　入札書の提出方法

(1) 入札書は指定の様式（様式５）に必要とする事項を記載し、上記７に示す提出日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式４）の写し

イ　委任状（様式６）　代理人が出席し、入札する場合

ウ　入札保証金納付免除関係書類（様式７）（保証保険による免除申請者）

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

9　入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、７に掲げる日時までに入札金額の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、５の(4)に掲げる期日までに、以下の書類を５の(5)に示す場所に提出すること。

ア　入札保証金納付免除申請書（様式７）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に準ずる。

10　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記７で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記８の(3)で指定する書類確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

11　入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

12　入札心得

(1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式９）により平成３１年１月２３日（木）までに被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長に説明を求めることができる。

被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会委員長は、同じく条件付一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式９）によりすみやかに回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
　ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
　ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13　入札の取り止め等
　入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14　入札の無効
　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
(1) 上記４の入札参加資格のない者の提出した入札
(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
(4) 委任状を持参しない代理人のした入札
(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(6) 記名、押印を欠く入札
(7) 金額を訂正した入札
(8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
(9) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
(11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

15　落札者の決定方法
(1) 財務規則の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
　この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の２第１項第８号の規定に準じて随意契約をすることができる。
(4) 落札者は、入札内訳明細書（任意様式）を提出しなければならない。

16　契約保証金
(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規走する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条に準ずる。

17　契約書等の作成

(1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第５項の規定に準じて両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18　契約条項

契約書（案）による。

19　この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において様式９により説明を求めることができる。

20　当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号　９６０－８００３
住　　所　福島県福島市森合字西養山１番地
機 関 名　福島県立美術館内
　　被災地からの発信・心の復興支援事業実行委員会
電　　話　０２４－５３１－５５１１
ＦＡＸ　０２４－５３１－０４４７

福島県財務規則（抜粋）

別記１（入札保証金の減免）

第249条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)～(4)（略）

２　（略）

別記２（入札保証金の納付等）

第251条　契約権者は、第249条第１項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

２　出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

３　契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記３（入札保証金の還付）

第253条　入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

２　前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

別記４（契約保証金の減免）

第229条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) （略）

(4) 施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第１項第２号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(18)まで　（略）

２　（略）

別記５（契約保証金の納付等）

第231条　契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

２　出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記６（契約保証金の還付）

第233条　契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

２　前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第６章又は第９章の規定の例による。

閲覧図書

条件付一般競争入札			
公告日	平成31年1月17日公告		
件名及び数量	「Gallery F 2019 展」受付等業務委託 一式		
閲覧図書	1	入札公告	ホームページに掲載
	2	入札説明書	ホームページに掲載
	3	入札説明書 様式	ホームページに掲載
	4	契約書（案）	
	5	仕様書	
	6	仕様書 様式	
	7	設計書（金抜き）	
備考			